

## 長期使用製品安全点検制度・表示制度ガイドラインの一部改定について

平成24年6月  
経済産業省

平成21年4月に施行された「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成19年法律第117号）」において、長期使用製品安全点検制度・表示制度が創設されたことに伴い、消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い特定保守製品の製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者、消費者等のそれぞれが適切にその役割を果たすため、平成21年8月に本制度を解説したガイドラインを作成し公表した。

本制度の施行から3年が経過し、この間の運用状況等を踏まえ、本制度の一層の定着に向け、本ガイドラインの一部を改定する。

改定のポイントは以下のとおり。

### 1. 所有者票の改善

#### (1) 所有者票の表示項目

(P10「3.6 所有者票の添付義務 (1)所有者票の表示項目」)

- 法律上要求される事項の明確化
- 法人等が所有者となる場合を考慮した記載欄等の設定
- バーコード等の活用や設置事業者の記載欄の設定

#### (2) 所有者票の視認性の向上

(P11「3.6 所有者票の添付義務 (2)所有者票の認識性の向上」)

- 所有者票の視認性を向上させるため、所有者票、所有者票を入れる袋等に黄色系色の使用の推奨

#### (3) ロゴマーク等の使用

(P12「3.6 所有者票の添付義務 (3)ロゴマーク等の使用」)

- 法に基づく制度であることや周知の効率化等により所有者の理解を高めるため、所有者票及び本制度の周知・広報等に使用可能な統一のロゴマークを設定、経済産業省HPリンク等の活用の推奨

##### ① 統一ロゴマークの使用



② 経済産業省「製品安全ガイド」ロゴ等の使用



③ 経済産業省（METI）のロゴマークの使用  
（使用する場合は、使用許可の申請が必要）



（4）所有者票の簡素化

（P14「所有者票の様式例」）

- 所有者への法定説明事項の記載内容を簡素化し、また、FAX 番号、メールアドレス等の記載欄を削除等した所有者票の様式例の追加

2. 点検通知の補完（点検時期のお知らせ機能）

（P17「3.7 点検通知・所有者情報の管理（2）点検通知の補完」）

- 特定保守製品に点検時期のお知らせ機能を搭載している事業者の取り組みの推奨

3. 販売事業者等及び関連事業者の所有者情報の提供への協力

（P24「4.3 所有者情報の提供への協力」、P26「5.3 所有者情報の提供への協力」）

- 販売事業者等及び販売事業者等の委託等を受けて特定保守製品の設置・修理等を行う関連事業者は、所有者の同意を得た上で所有者票を記入する「所有者票の代行記入」が可能であることを記載
- また、販売事業者等（住宅総合メーカー）の取り組み事例を記載